一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

受託者は、この仕様書に定めるところにより委託業務を処理するものとする。

1 委託業務の目的

市民の日常生活に伴って生じた一般廃棄物(し尿及びがれきを除く。以下「ごみ」という。)を米子市一般廃棄物処理実施計画に基づき適正に収集、運搬し、市域の生活環境の保全を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

市が定める委託収集計画に従い、市が指定した収集区域内の土地又は建物の占有者によって集積場所に持ち出されたごみを市が指定した日時に収集し、市が指定した場所に運搬、搬入する。

なお、委託業務の対象となるごみは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 古紙類

3 委託期間

委託業務を処理する期間(以下「委託期間」という。)は、平成31年4月1日から 平成36年3月31日までとする。

4 収集区域及び収集日

収集区域及び収集日は、次の各号に掲げるごみの区分に応じ、当該各号の定めると ころによる。

なお、土曜日、日曜日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日までの期間)は、収集作業を行うことを要しない。ただし、年末年始において、収集区域ごとに可燃ごみの収集日が2回ある場合は、そのうち市が指定する収集日において収集作業を行うこと。

また、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(元日を除く。)については、可燃ごみのみの収集を行うこと。

(1) 可燃ごみ

次のとおり収集を行うこと。

収集日	収集区域 (別図1のとおり)
月曜日及び木曜日	車尾地区、富益地区及び大篠津地区
火曜日及び金曜日	成実地区、彦名地区及び崎津地区

(2) 古紙類

次のとおり収集を行うこと。

(市の分別区分に従い、「新聞・チラシ」、「本・雑誌・雑がみ」及び「ダンボール・紙箱」の3分別で収集すること。)

収集日	収集区域 (別図2のとおり)
第1水曜日及び第3水曜日	大篠津地区、崎津地区
第2水曜日及び第4水曜日	成実地区、尚徳地区

5 搬入

(1) 委託業務により収集したごみは、収集日の当日に、次の表に定めるところにより 搬入すること。ただし、処理施設の事情又はごみの量が多い等特別な事情がある場合 は、市と受託者が協議して変更することができる。

区分	搬入場所(処理施設)	搬入時間
可燃ごみ	米子市クリーンセンター	午前8時30分から
		午後4時45分まで
古紙類	鳥取県西部広域行政管理組	午前8時30分から
	合リサイクルプラザ、又は、	午後4時まで(リサイ
	市の指示する市内の施設	クルプラザ)

- (2) ごみを搬入する際には、当該処理施設の管理者の指示に従うこと。
- (3) 処理施設内でのごみの計量及びピットでのごみの投入等については、当該処理施設の係員の指示に従うこと。

6 収集運搬車両

- (1) 収集運搬車両(最大積載量2,000キログラム以上の2トン車)を常時3台以上保有することとし、平成31年3月22日までに配置すること。ただし、納車に時間がかかる等の事情により、同年4月1日までに間に合わない場合は、市との協議の上、納車までの間は、他の収集運搬車両による収集作業を認める。
- (2) 収集運搬車両は、受託者が所有し、又は受託者が継続的に使用することができる権限を有する車両とし、委託期間中は、委託業務の処理以外の目的のために使用しないこと。
- (3) 収集運搬車両には、委託業務を処理するための車両である旨、商号その他市が指示する事項を表示しなければならず、その内容、表示する場所等の詳細は、別紙「ごみ収集車仕様書」に定めるとおりとすること。なお、全車統一したデザインとすること。
- (4) 委託期間終了後においては、収集運搬車両を市の業務のために使用する車両と認識しうるような状態で使用しないこと。
- (5) 収集運搬車両は、ごみが飛散し、もしくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (6) 関係法令を遵守し、収集運搬車両の日常点検、整備等を適正に行うこと。
- (7) 収集運搬車両に故障等の不慮の事態が生じた場合であっても、代替の車両を使用 する等、収集業務に支障のないようにしておくこと。
- (8) 収集運搬車両がこの仕様書に定める要件を満たしているかどうかを確認するための市の検査を受けること。
- (9) その他の仕様については、別紙「ごみ収集車仕様書」に定めるとおりとすること。

7 人員

- (1) 委託業務を適正に処理するために必要な数の職員を配置し、収集運搬作業は、収 集運搬車両1台につき、運転手1人、収集作業員2人で行うこと。
- (2) 収集運搬作業及び収集運搬車両管理の責任者並びに委託業務に従事する者の名簿 及び配置計画を市に届け出ること。
- (3) 責任者は、受託者の正規の職員であって、委託業務の内容を十分に熟知し、委託業務に責任を負う者であること。また、受託者は、市の指示に従い、一般財団法人日

本環境衛生センターが主催する一般廃棄物(ごみ)実務管理者講習を責任者に受講させること。なお、受講に係る費用は、全て受託者の負担とすること。

- (4) 運転手は、受託者の正規の職員であって、委託業務の内容を十分に熟知し、適正 にその業務を遂行できる者であること。また、収集運搬車両の構造を十分に把握し、 安全に操作することができる者であること。
- (5) 収集作業員は、その業務を遂行する能力を有する者であること。
- (6) 各収集運搬車両には、相当の一般廃棄物収集運搬業務の経験を有する受託者の職員を1人以上配置すること。
- (7) 委託業務に通常使用する収集運搬車両の台数を超えて収集運搬車両を使用する必要がある等の理由により、(1) に定める人員で収集運搬作業を行うことができないときは、あらかじめ、市に協議すること。

8 収集作業及び施設

- (1) 収集作業は、収集日の午前8時30分から開始し、できるだけ迅速に行うこと。 なお、市から収集時間の指示があった場合は、それに従うこと。
- (2) 収集作業は、市が別に定める収集業務の作業基準及び作業手順に基づき、安全かつ効率的に実施すること。

なお、ごみの取り残しがあった場合、その他市から指示があった場合は、速やかに 対応すること。

- (3) 収集運搬車両の保管場所は、運行前の点検、清掃等に支障のない広さを有するものとし、洗車設備は、洗車、汚水の処理等について周囲に迷惑を及ぼさないものとすること。
- (4) 市は、必要に応じて受託者が使用する器材等を検査し、不備と認めるものについては、改善の指示をすることができる。この場合において、受託者は、当該指示に従わなければならない。

9 連絡体制

- (1) 市からの連絡を確実に受け、委託業務に従事する者に対し、明確な指示を行うことができる体制をとっておくこと。
- (2) 収集日における作業が終了した後及び収集日でない日においても、市からの緊急 連絡、収集作業等の依頼に対応できる体制をとっておくこと。

10 収集運搬車両の運行

- (1) 収集運搬車両の運行は、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の関係 法令を遵守し、事故の防止に努めること。
- (2) 収集運搬作業中は、他の車両の交通を妨害しないよう留意するとともに、道路上でごみの積替え又は分別をしないこと。
- (3) 収集運搬作業中に事故が発生した場合は、直ちに市に報告するとともに、誠意をもって対応し、受託者の責任において解決を図ること。
- (4) 検査及び故障により、代替の車両を使用して収集運搬作業をする場合は、あらかじめ、市の承認を受けること。
- (5) 収集運搬車両については、対人及び対物賠償無制限の保険又は共済に加入すること。

11 一般的な遵守事項

委託業務の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条に定める基準その他関係法令の規定のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対して常に懇切丁寧に接するとともに、ごみの収集後は、周囲の清潔保持に努めること。
- (2) 委託業務の処理に当たっては、他の車両の交通を妨害しないよう留意するととも に、道路上でごみの積替え又は分別をしないこと。
- (3) 委託業務の処理に関し、いかなる名目であっても市民に対し金品を請求しないこと。
- (4) 委託業務の処理に関し、市民から金品等の謝礼を受け取らないこと。
- (5) 8 (4) の規定により市から改善の指示を受けたときは、速やかに改善し、その 結果を市に報告すること
- (6) 運転手及び収集作業員は、委託業務が市の業務であることを念頭に置いて、住民 に対して常に親切丁寧に応接し、不快の念を与える言動をしないこと。
- (7) 運転手及び収集作業員は、市の定める作業基準に従い、作業服、反射材付安全チョッキのほか、ヘルメット又は帽子、作業靴、ゴム手袋等を着用し、常に清潔に保っこと。
- (8) 常にほうき、ちり取り等清掃用具を携行し、飛散したごみは必ず収集し、ごみ集積場所等、委託業務を処理する場所の清潔の保持に努めること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、委託業務の処理に関する市の指示に従うこと。

12 受託者の責務

- (1) 言動が粗暴な者、品行不良な者、健康でない者その他市が不適当と認める者を委 託業務に従事させないこと。
- (2) 運転手及び収集作業員に対し、関係法令及び契約書に定める事項その他委託業務を処理するために必要な事項を熟知させるとともに、指導教育すること。
- (3) 労働安全対策を策定し、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の関係法令を遵守すること。
- (4) 委託業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせないこと。

13 研修

- (1) 本業務における研修は、市と受託者が研修期間を定めて実施するものとする。
- (2) 平成31年3月31日までの間に、分別、収集ルート等の研修、現地調査を行い、 4月1日から適正に収集業務を行うことができるようにすること。
- (3) 研修、現地調査を実施するに当たり費用が生ずる場合は、すべて受託者の負担とする。

14 業務実績の記録、報告

- (1) 市の定める収集作業日報により、その日の業務実績を記録しておかなければならない。
- (2)毎月の本業務の処理について「委託業務完了届」、「委託業務実施月例報告書」、「各工場別搬入表(月報)」及び「警告シール貼り付け枚数報告書」を作成し、翌月の5日(3月の委託業務については、同月末日)までに収集作業日報及び計量明細書と

ともに市に報告しなければならない。

15 経費等の負担

本業務を行うために必要な経費等は、すべて受託者の負担とする。

16 委託の解除

市は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める 基準に適合しなくなったとき。
- (2) 契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められたとき。
- (3) 市の指示に従わなかったとき。

17 損害賠償

本業務の処理に関して、市又は第三者に損害を与えたときは、受託者の負担において、その損害を賠償しなければならない。

18 委託料の支払

「委託業務完了届」の確認を受けた後、月ごとに委託料の支払を市に請求するものとし、市は、当該請求があった日から30日以内に、当該請求に係る額の委託料を受託者に支払うものとする。

一月当たりの支払額は、委託料の総額の60分の1に相当する額とし、1円未満の 端数がある場合は、初回分に併せて支払うものとする。

19 契約締結後の届出

契約締結後、速やかに、次に掲げる書類を提出すること。また、その内容に変更が 生じたときは、必ず、書面によりその旨及び当該変更の内容を市に報告すること。

- (1) 責任者、運転手及び収集作業員の名簿及び配置計画書
- (2) 収集運搬車両の自動車検査証の写し
- (3) 通常時及び緊急時における連絡体制及び連絡先を記載した書類
- (4) 収集運搬車両の保管場所付近の写真及び見取り図

20 収集計画(委託業務内容)の変更

市は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、収集区域その他本業務の内容を変更することができる。本業務の内容を変更した場合において、委託料の額を変更する必要があるときは、市と受託者が協議の上、委託料の額を変更するものとする。

21 事務引継ぎ

委託期間が満了する場合又は委託契約が解除される場合においては、市が指示する 期日までに、市又は市が指定した者に対して事務引継ぎを行わなければならない。た だし、委託期間満了後、受託者が引き続き委託業務を処理することとなる場合は、こ の限りでない。

22 その他

- (1) 市は、本業務の処理に関し、特に必要があると認めた事項をその都度受託者に指示することができる。この場合において、受託者は、当該指示に従わなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項に疑義を生じた事項については、必要に応じて市、受託者が協議して定めるものとする。

ごみ収集車仕様書

1 総則

- (1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める保安基準に適合したものであること。
- (2) 「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱(昭和62年2月13日付け基発第60号の3労働省労働基準局長通知)」の「機械式ごみ収集車の構造等に関する安全指導基準」に適合したものであること。

2 架装

- (1) 積込み方式は、回転板式とすること。
- (2) 排出方法は、ダンプ式とすること。

3 仕様

- (1) 電動格納式サイドミラーを装備すること。
- (2) 中央席にヘッドレストを取り付けること。
- (3) フォグランプを取り付けること(左右)。
- (4) 音声アラームを取り付けること(左折・後退)。
- (5) 車載用消火器(積載用ブラケット付き) 1本を装備すること。
- (6) 「積込」ボタンのほか、「逆転」・「押込」・「戻り」のボタンを設置すること。
- (7) 緊急停止スイッチを投入口の左右及び下部(棒状の物)の3か所に設置すること。
- (8) 汚水タンクハッチは、清掃及び排水を容易に行うことができる構造であること。 また、汚水の漏れを防止することができる構造であること。
- (9) 投入口の左右上部に、作業灯を設置すること。
- 10 キャビン内と投入口(収集作業箇所)との連絡用ブザーを設置すること。
- (11) 安全棒を取り付けること (テールゲート両外側用)。

4 附属品

- (1) 車止めを2個装着すること(格納付き)。
- (2) ほうき及びちりとりを格納するための金具等を取り付けること。
- (3) 積雪時等に使用するため、あらかじめ、スタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを用意しておくこと。

5 塗装

- (1) 表示方法は、ペンキ等の吹き付けによること。
- (2) 字体は、ゴシック体又は丸ゴシック体で横書きしたものとすること。
- (3) 文字の色は、黒色とすること。
- (4) 文字の表示位置及び大きさは、次のとおりとすること。

ア 車体側面(両側)

「米子市委託」……1文字サイズ縦17センチメートル・横17センチメート

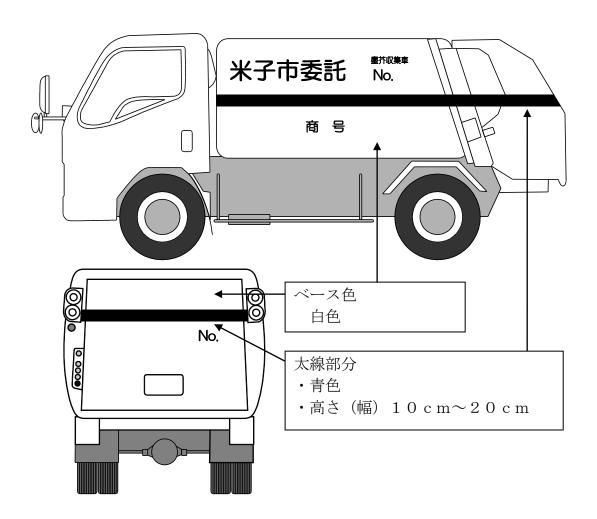
[No.1(2、3)] ……縦10センチメートル以上

「商号」・「塵芥収集車」……縦10センチメートル以上

イ 後扉

「No.1 (2、3)」……縦10センチメートル以上

(5) 車体及び架装部分の塗装は、次のとおりとすること。



【参考資料】収集量見込み

1 可燃ごみ

(1) 月·木曜日

収集区域	収集量見込(kg)				
以朱凸坳		1年	間	1回分	
車尾		月曜日	1,355,000	月曜日	26,600
富益	2,367,000		, ,		ŕ
大篠津		木曜日	1,012,000	木曜日	19,500

(2) 火•金曜日

収集区域			収集量見込(kg)			
以来凸域		1年	間	1回分		
成実		火曜日	1,140,000	火曜日	22,400	
彦名	2,043,000					
崎津		金曜日	903,000	金曜日	17,400	

2 古紙

(1) 第1·3水曜日

区分	収集区域	収集量見込(kg)			
		1年間	1月	1回分(月2回として)	
新聞・チラシ	崎津	45 GOO	3,800	1,900	
	大篠津	45,600			
本•雑誌	崎津	19,200	1,600	800	
	大篠津				
ダンボール・紙箱	崎津	16,800	1,400	700	
	大篠津				

(2) 第2•4水曜日

区分	収集区域	収集量見込(kg)			
卢 万		1年間	1月	1回分(月2回として)	
新聞・チラシ	成実	76 900	6,400	3,200	
	尚徳	76,800			
本•雑誌	成実	38,400	3,200	1,600	
	尚徳				
ダンボール・紙箱	成実	26,400	2,200	1,100	
	尚徳		2,200	1,100	